

#### 4 防災集団移転促進事業(高台移転)住宅団地への参加者の公募について

防災集団移転促進事業で整備を進めている団地のうち、下記の団地について参加者を公募します。

##### 1. 団地名及び公募区画数 (10団地49区画) 委託

	団地名	公募区画数		団地名	公募区画数
①	田の浦団地	2	⑥	歌津中学校上団地	3
②	馬場中山生活センター西団地	4	⑦	寄木・葦の浜団地	5
③	泊浜団地	1	⑧	清水団地	6
④	館浜団地	2	⑨	戸倉団地	15
⑤	枅沢団地	10	⑩	長清水団地	1

##### 2. 応募資格

- 東日本大震災当時に、南三陸町内に居住し、その住宅の所在地が移転促進区域(災害危険区域)に指定されている方。
- 東日本大震災に係る被災者住宅再建支援制度(個別移転補助・災害公営住宅など)を利用していない世帯。
- 町が実施する防災集団移転促進事業団地へ参加申込をしていない方、または災害公営住宅へ入居申込をしていない方。ただし、すでに他の防集団地または災害公営住宅への申込をされた方でも、これを取り下げる予定の方は応募することができます。
- 各団地及び周辺の地域活動を理解し、一緒に活動していこうと思っておられる方。

3. 募集期間 **平成28年4月15日(金)から平成28年4月28日(木)まで**

4. 提出場所 南三陸町復興事業推進課移転促進係

5. 提出書類
- 防災集団移転促進事業(高台移転) 空き区画参加申込書 1部 (※用紙は復興事業推進課の窓口にあります。)
  - ②り災証明書(コピー可) 1部

6. 決定方法 地域優先を前提として参加者を決定する方針ですが、抽選となる場合があります。



(担当: 復興事業推進課 移転促進係)

# みなみさんりく 復興まちづくりニュース



<第41号>

平成28年4月

発行・編集

南三陸町  
復興事業推進課、管財課  
復興市街地整備課

## 1 行政組織を改編しました!

このたび、復興事業推進課では歌津総合支所内にあった移転促進第2係が廃止され3係体制となりました。管財課と復興市街地整備課はこれまでどおりです。それぞれの主な担当業務は以下のとおりです。

組織名称	係	業務内容	所在地
復興事業推進課	移転促進係	・防災集団移転促進事業 ・その他居住地などの高台移転	役場庁舎1階
	公営住宅整備係	・災害公営住宅整備	
	住宅再建支援係	・住宅再建に関する各種支援制度の相談及び申請窓口	役場第2庁舎1階(旧診療所)
管財課	用地調整係	・復興事業に係る用地事務	役場庁舎1階
	財産管理係	・町有財産の管理・賃貸借に関する事業	
復興市街地整備課	復興都市整備係	・都市計画に関する事業 ・土地区画整理事業(志津川市街地) ・都市公園に関する事業	役場庁舎1階
	復興拠点整備係	・復興拠点整備 ・志津川市街地の連絡道路及び避難道路の整備	

### 問い合わせ先

復興事業推進課 0226-46-1379  
管財課 0226-46-1381  
復興市街地整備課 0226-46-1382

## 2 災害公営住宅志津川市街地 空き住戸の追加(新規・変更)募集について

災害公営住宅で整備を進めている地区のうち、以下の地区の空き住戸への入居仮申し込みを受け付けします。  
(各街区の中での部屋番号の決定は、おおむね入居5ヶ月前に実施する本申し込みで決定する予定です。)

### 1. 地区・街区・部屋タイプ別募集住戸数

入居人数	建物形式	部屋タイプ	地区	街区	空き戸数	完成予定時期
1人～	集合住宅	S(2K)	志津川東	5街区	3	平成28年10月～12月
			志津川中央	1街区	4	平成29年 1月～ 3月
2街区		1		平成29年 1月～ 3月		
2人～		M(2DK)	志津川東	4街区	4	平成28年10月～12月
				5街区	5	平成28年10月～12月
		志津川中央	1街区	2	平成29年 1月～ 3月	
			2街区	2	平成29年 1月～ 3月	
		志津川西	3街区	1	平成28年10月～12月	
			F(3DK)	志津川中央	1街区	6
2街区		5			平成29年 1月～ 3月	
4人～	戸建住宅	L(3DK)	志津川東	6街区	2	平成28年10月～12月
			志津川中央	3街区	3	平成28年10月～12月

※ 住宅の位置の詳細等はパンフレットにてご確認ください。

※ 入居は完成後1～2ヶ月後の予定です。

### 2. 入居申込資格【新規・変更 共通】

次の(1)及び(2)の両方を満たす方が、南三陸町の災害公営住宅に申し込むことができます。

#### (1) 東日本大震災により滅失した住宅に居住していた方

震災時に居住していた持家または賃貸住宅が以下のいずれかに該当する場合

- ①全壊、全焼または全流出の場合
- ②大規模半壊・半壊の住宅を取り壊した場合または取り壊すことが確実である場合

#### (2) 現在住宅に困っていること

次に該当する方は、災害公営住宅に申込みできません

- ①居住できる持家がある方(持家を再建した方、貸家を持っており、そこに居住できる方など)
- ②すでに公営住宅に入居されている方(ただし、応急仮設住宅として公営住宅に居住している方は申込みことができます。)

※ 申込者(同居予定者を含む)が暴力団員の場合には申込みはできません。

ここでいう暴力団員とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警察署に照会する場合があります。

### 3. 募集期間

平成28年4月15日(金)から平成28年5月16日(月)まで  
(平成28年5月16日(月)必着)

### 4. 提出書類・提出場所

入居仮申込書とパンフレットは役場復興事業推進課の窓口でお渡ししておりますので、必ずよく読んでから申し込みください。

- ・提出先：南三陸町 復興事業推進課 公営住宅整備係(郵送の提出も可能)
- ・提出種類：

#### 【新規申込み】

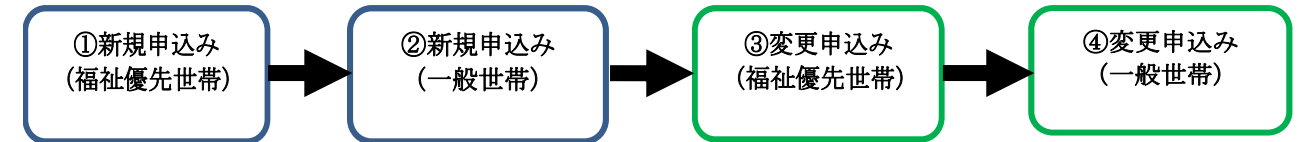
- (1) 南三陸町災害公営住宅志津川市街地平成28年度入居仮申込書 1部
- (2) り災証明書(コピー可) 1部
- (3) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、介護保険被保険者証をお持ちの方は、そのコピー 1部

#### 【変更申込み】

- (1) 南三陸町災害公営住宅志津川市街地平成28年度入居仮申込変更書 1部
- (2) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、介護保険被保険者証をお持ちの方は、そのコピー 1部

### 5. 決定方法

以下の順番をもって住戸を決定します。各段階で申込者が多数の場合は、抽選になる場合があります。



※「福祉優先世帯」とは

世帯員の中に、身体障害者手帳第1種、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを所持している方、車いすを常用している方、介護保険要介護認定3以上の方がいらっしゃる世帯、または75歳以上の高齢者のみで構成される世帯(4月14日(木)時点)を指します。

### 6. 入居仮申込に係る入居決定通知書発送時期

平成28年6月 予定

(担当：復興事業推進課 公営住宅整備係)

## 3 松崎団地、西戸団地、長清水団地集会所が落成となりました!

### 《松崎団地集会所》

～施設概要～

- ・構造 木造平屋建て
- ・敷地面積 448.23㎡
- ・延床面積 126.69㎡
- ・建築面積 137.46㎡



### 《西戸団地集会所》

～施設概要～

- ・構造 木造平屋建て
- ・敷地面積 384.51㎡
- ・延床面積 99.37㎡
- ・建築面積 115.10㎡



### 《長清水団地集会所》

～施設概要～

- ・構造 木造平屋建て
- ・敷地面積 334.58㎡
- ・延床面積 100.61㎡
- ・建築面積 115.10㎡



(担当：復興事業推進課 移転促進係)